（総務部に置く課等）

第五条　（略）

２　前項に掲げる課のほか、総務部に広報対策官及び航空保安監査官それぞれ一人を置く。

（削る）

（広報対策官の職務）

第十三条　（略）

（航空保安監査官の職務）

第十四条　（略）

（運航効率化推進官）

第三十九条の四　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び福岡空港事務所に、それぞれ運航効率化推進官一人を置く。

２　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

一～八　（略）

（削る）

（総務部に置く課等）

第五条　（略）

２　前項に掲げる課のほか、総務部に総務企画調整官（大阪航空局に限る。）、広報対策官及び航空保安監査官それぞれ一人を置く。

（総務企画調整官）

第十三条　総務企画調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（広報対策官の職務）

第十四条　（略）

（航空保安監査官の職務）

第十四条の二　（略）

（運航効率化推進官）

第三十九条の四　新千歳空港事務所、成田空港事務所及び東京空港事務所に、それぞれ運航効率化推進官一人を置く。

２　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関すること並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四　航空情報（電話による航空情報であって航空路管制業務又は進入管制業務に関連して提供するものを除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五　管制情報処理システムによる航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

六　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

七　電話による航空通信の実施に関すること。

八　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものを除く。）。

九～十六　（略）

十七　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。